

河合町議会会議録

平成30年 6月14日 開会

河合町議会

平成30年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（6月14日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長のあいさつ	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○日程の追加	6
○議員辞職	7
○日程の追加	7
○副議長の辞職	8
○日程の追加	8
○副議長の選挙	9
○日程の追加	11
○各常任委員会の委員の選任	11
○日程の追加	12
○議会運営委員会の委員の選任	13
○議案第2号から議案第10号、承認第34号、報告第1号の上程、説明	13
○請願第1号の上程、説明	17
○議案第3号の質疑、討論、採決	18
○議案第4号の質疑、討論、採決	21

○議案第 5 号の質疑、討論、採決	22
○承認第 3 4 号の質疑、討論、採決	24
○報告第 1 号の質疑	25
○議案第 2 号、議案第 6 号から議案第 8 号及び請願第 1 号の委員会付託	27
○散会の宣告	28
○署名議員	29

平成30年6月14日（木曜日）

（第1号）

平成30年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

平成30年6月14日（木）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 3号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 4号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 5号 河合町心身障害者医療費助成条例及び河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 6 承認第34号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算)
- 日程第 7 報告第 1号 平成29年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 議案第 2号 平成30年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 6号 河合町道路線の認定について
- 日程第10 議案第 7号 河合町道路線の認定について
- 日程第11 議案第 8号 河合町道路線の変更について
- 日程第12 請願第 1号 「議会による個別外部監査の請求」を求める請願書

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 議員辞職
- 追加日程第 2 副議長の辞職
- 追加日程第 3 副議長の選挙
- 追加日程第 4 各常任委員会の委員の選任
- 追加日程第 5 議会運営委員会の委員の選任

出席議員（12名）

2番	大西孝幸	3番	清原和人
4番	馬場千恵子	5番	吉村幸訓
6番	岡田康則	7番	森尾和正
8番	池原真智子	9番	西村 潔
10番	疋田俊文	11番	谷本昌弘
12番	中尾伊佐男	13番	辻井賢治

欠席議員（1名）

1番 岡田美伊子

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康德	副町長	東正次
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	堀内伸浩	教育部長	井筒 匠
企画部次長	森嶋雅也	総務部次長	上村 豊
福祉部次長	杉本正範	住民生活部長	木村光弘
まちづくり 推進部次長	中山雅至	教育部次長	上村欣也
安心安全 推進課長	阪本武司	総務課長	上村 学
財政課長	上村卓也	税務課長	浮島龍幸
住民福祉課長	中野雅史	社会福祉課長	佐藤桂三
保健スポーツ 課長	中野典昭	特命担当課長	梅野修治
住民生活課長	上村英伸		

会議に従事した事務局職員

調整員 堀内一憲

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

本日、告示第22号をもって平成30年第2回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、平成30年第2回定例会は成立いたしましたので、開会します。

なお、1番、岡田美伊子議員より欠席ということで届けを受けております。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶、登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、第2回6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日は議案第2号から議案第9号までの8議案、承認第34号の1承認、報告第1号の1報告、合計10案件及び追加議案として議案第10号の1議案、合計11案件を提出させていただいております。

後ほど、副町長から議案説明をいたしますが、皆様方には、慎重審議をいただきまして、ご決定を賜りますことをお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議記録署名議員の指名を行います。

会議記録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、2番、大西孝幸議員、3番、清原和人議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題とします。

6月7日及び本日、議会運営委員会を開催いたしましたので、会期等についてを報告します。

会期は本日6月14日より22日までの9日間といたします。

本日の会議日程につきましては、議案第2号から議案第10号の9議案、承認第34号の1承認、報告第1号の1報告、請願第1号の1請願を一括上程し、逐条審議いたします。

なお、一般質問につきましては、6月19日10時から12時までと、6月20日に本会議を開催し行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日14日より22日までの9日間といたします。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） 6月12日に岡田美伊子議員から体調不良のため、議員の辞職願が提出されております。

お諮りします。

岡田美伊子議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

したがって、岡田美伊子議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、協議することに決定しました。

◎議員辞職

○議長(疋田俊文) 追加日程第1、岡田美伊子議員の議員辞職の件を議題とします。お諮りします。

岡田美伊子議員の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

したがって、岡田美伊子議員の議員辞職を許可することに決定しました。

◎日程の追加

○議長(疋田俊文) 5月29日より、池原真智子副議長より、一身上により、副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

池原真智子議員、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

したがって、池原真智子副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として、議題することに決定しました。

◎副議長の辞職

○議長（疋田俊文） 追加日程第2、池原真智子副議長の辞職の件を議題とします。

なお、池原真智子議員、副議長におかれましては、除斥の規定が適用されますので、退場をお願いします。

（8番 池原真智子 退場）

○議長（疋田俊文） お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、池原真智子議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「ありません」という者あり）

○議長（疋田俊文） よって、池原真智子議員の副議長の辞職の件は許可することに決定しました。

池原真智子議員の入場を許します。

（8番 池原真智子 入場）

○議長（疋田俊文） 池原真智子議員には、副議長の辞職が許可されましたことをお伝えします。

副議長退任の挨拶を登壇の上、願います。

（8番 池原真智子 登壇）

○8番（池原真智子） 退任の挨拶をさせていただきます。

この1年、皆様のご協力により、副議長の責を、いろいろありましたけれども、完了することになりました。

また、何よりもやっぱり皆さんの協力が必要なので、後になる方についても、皆さんの協力をお願いして、私の退任の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

ただいま、副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3

として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長(疋田俊文) 選挙の方法は、指名推選か、あるいは投票、いずれの方法といたしましょうか。

○4番(馬場千恵子) はい。

○議長(疋田俊文) はい。

○4番(馬場千恵子) 投票をお願いします。

○議長(疋田俊文) 投票との発言がございましたので、選挙の方法は投票によることにします。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(疋田俊文) ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に西村 潔議員、面井議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

○議長(疋田俊文) 念のために申し上げます。

投票は単記無記名でございます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) なしと認めます。

投票箱を点検してください。

(投票箱の点検)

○議長（疋田俊文） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、2番、大西孝幸議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（疋田俊文） 投票漏れはありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票をお願いします。

西村議員、面井議員の開票の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（疋田俊文） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票8、無効投票は4です。

有効投票のうち、馬場議員が7票、大西議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、馬場議員が副議長に選出されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人を告知をします。

それでは議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（疋田俊文） それでは馬場議員、副議長就任の挨拶を登壇の上願います。

（4番 馬場千恵子 登壇）

○4番（馬場千恵子） ただいま副議長選挙で選出されました馬場でございます。

この1年間、いろいろ議会においても、町とのかかわりの中でもいろいろありましたけれども、議長と議員皆さんと力を合わせて住民のための議会が進められるように力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

各常任委員会の委員の選任についてを議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○8番（池原真智子） はい。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 1度皆さんに、相談をしていただいて、選任していただけたらと思います。

○議長（疋田俊文） 暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時21分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◎各常任委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） それでは、指名を行います。

総務常任委員会の委員として、清原和人議員、吉村幸訓議員、森尾和正議員、西村 潔議員。

厚生常任委員会の委員として、馬場千恵子議員、岡田康則議員、池原真智子議員、中尾伊佐男議員。

経済建設常任委員会の委員として、大西孝幸議員、疋田俊文議員、谷本昌弘議員、西井賢治議員を指名します。

それでは、ただいま指名しました方々を選任いたします。

よろしく申し上げます。

次に、委員の選任が終わりましたので、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選を行います。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（疋田俊文） 再開します。

ただいま各常任委員会において選任されました委員長及び副委員長を報告します。

総務常任委員会の委員長に吉村幸訓議員、副委員長に清原和人議員。

厚生常任委員会委員長に委員長に池原真智子議員、副委員長に中尾伊佐男議員。

経済建設常任委員会委員長に谷本議員、副委員長に大西孝幸議員。

以上の方々を選任します。

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

○8番（池原真智子） はい。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 議会運営委員会の委員の選出については、今までどおり、各委員長、常任委員会の委員長がずっと踏襲してきたと思いますので、それで、副議長と相談の上、お決め願いたいというふうに思います。

○議長（疋田俊文） その間、暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（疋田俊文） 再開します。

議会運営委員会の委員の選任についてを追加日程第5として、議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 追加日程第5、議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。
委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

それでは指名を行います。

議会運営委員会の委員として、吉村幸訓議員、岡田康則議員、森尾和正議員、池原真智子議員、西村 潔議員、谷本昌弘議員、以上6名であります。

議会運営委員会の委員に、ただいま指名しました方々を選任いたします。

よろしくお願ひします。

次に、議会運営委員会の委員の選任が終わりましたので、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前11時08分

○議長（疋田俊文） 再開します。

ただいま選任されました議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長に西村 潔議員、副委員長には岡田康則議員を、以上の方々が選任されました。

◎議案第2号から議案第10号、承認第34号、報告第1号の上程、説明

○議長（疋田俊文） それでは、議案第2号から議案第10号の9議案、承認第34号の1承認、報告第1号の1報告についての、提案理由の説明を登壇の上願ひします。

副町長。

(副町長 東 正次 登壇)

○副町長(東 正次) それでは、平成30年6月定例議会に提出いたしました議案第2号から議案第9号までの8議案、承認第34号の1承認、報告第1号の1報告、合計10案件及び追加議案として提出いたしました議案第10号の1議案、合計11案件について、順次ご説明いたします。

議案第2号 平成30年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ8,305万7,000円を減額し、予算総額を74億3,694万3,000円とするものでございます。

第2条地方債の補正につきましては、3ページをお開き願います。

このことにつきましては、1事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計16億7,680万円とするものでございます。

それでは歳出から説明をいたします。12ページをお願いいたします。

今回の補正のうち、給料、職員手当等、及び共済費の人件費につきましては、人事異動に伴う予算の組み替えなど、総額で775万6,000円の増額となっております。

次に、人件費以外についてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費では、12ページ、諸費で、コミュニティ推進費150万円の増額となっております。内容につきましては、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成制度を活用し、総代自治会長会において、コミュニティ活動に必要な設備等を整備するものでございます。

14ページ、財政調整基金費6,592万5,000円の増額につきましては、財源調整による増額となっております。

次に20ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費では、児童福祉総務費で340万5,000円の増額となっております。内容につきましては、子ども医療給付費で、未就学児に対する医療費助成において、一定の自己負担で医療サービスが受けられる現物給付方式の導入に伴うシステム改修費の増額となっております。

次に26ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費では、小学校給食費で137万1,000円の増額となっております。内容につきましては、文部科学省が学校給食の活用を通じて、地産地消などの社会的課題の

解決に資する事業を実施しており、昨年に続き奈良県が事業採択され、本町がモデル地域として選ばれたことから、県の委託事業として、学校給食活用事業を実施するものでございます。

28ページをお願いいたします。

小学校建設費 1 億6,301万4,000円の減額につきましては、小学校再編に伴う第二小学校改修事業につきまして、平成29年度の国補正予算による事業採択を受けて、繰越事業として実施するため、減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。

13款国庫支出金、2項国庫補助金8,610万5,000円の減額。14款県支出金、2項県補助金167万7,000円の増額。14款県支出金、3項県委託金137万1,000円の増額。15款財産収入、2項財産売払収入8,000万円の増額。19款諸収入、4項雑入150万円の増額。

次に、10ページをお開き願います。

20款町債、1項町債8,150万円の減額。

以上、歳入歳出8,305万7,000円の減額補正となっております。

次に、議案第3号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の公布に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正いたします内容は、放課後児童支援員の資格要件の拡大等でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第4号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、国が進める幼児教育の段階的無償化の推進のため、子ども子育て支援法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正いたします主な内容は、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担を軽減するため、年収360万円未満相当の世帯を対象に軽減するものです。

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものです。

次に、議案第5号 河合町心身障害者医療費助成条例及び河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、所得税法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、本条例の

一部を改正するものでございます。

内容につきましては、所得税法の一部改正で、控除対象配偶者の定義変更に伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称変更するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第6号、議案第7号、議案第8号につきましては、河合町道路線の認定及び変更についてでございます。

このことにつきましては、都市計画法に基づく開発行為により設置され、本町に移管または寄付された道路について、河合町道路線に認定するために、道路法第8条第2項及び道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第9号 工事の請負契約についてでございます。

このことにつきましては、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、（仮称）河合町立幼保連携型認定こども園新築工事。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、10億7,540万7,840円。

契約の相手方、奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1589番地、株式会社森下組代表取締役社長 森下秀城。

次に、承認第34号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ439万8,000円を追加し、予算の総額を459万8,000円とするものでございます。

専決処分いたしました内容は、この会計の平成29年度決算をいたしました結果、459万8,000円の赤字決算となりましたことから、この赤字額を平成30年度予算より、繰上充用金で補填するものでございます。

次に、報告第1号 平成29年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、報告するものでございます。

内容につきましては、5月臨時会で承認いただきました合計5事業・予算総額5億684万7,000円の財源内訳が確定いたしましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

次に、追加議案として提出いたしました議案第10号 工事の請負契約について説明させていただきます。

このことにつきましては、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、河合第二小学校大規模改修工事（1期工事）。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、1億4,392万4,040円。

契約の相手方、奈良県香芝市旭ヶ丘一丁目31番地の1、株式会社上村組代表取締役上村智津子。

以上、提出いたしました11案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎請願第1号の上程、説明

○議長（疋田俊文） 次に請願第1号が提出されています。

請願趣旨を紹介議員から説明を願います。

請願第1号を岡田康則議員、説明を願います。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

（6番 岡田康則 登壇）

○6番（岡田康則） それでは請願を読み上げます。

趣旨、公営住宅修繕費未払い問題、ごみ焼却施設修理費予算の後づけ問題に関して、地方

自治法第252号にして、議会の議決を経て、個別外部監査の請求をすることを求める請願をいたします。

理由についての文書は平易な表現にて、いたします。ご了承のほど、お願い申し上げます。

理由、1、12月に新聞紙上にて、上記問題を議会と住民が周知しました。これまでの間、行政側から、河合町全町民に対して、正式なる謝罪と経緯説明がありません。

2、再発防止検討委員会について、名称が不適切な事務処理等の再発防止検討委員会とのことですが、町長、副町長並びに幹部職員の今回の問題認識に大きくずれがあります。単なる事務処理等の不適切な案件ではないと考えます。

3、全員協議会での弁明内容について（公営住宅修繕費）、2015年、平成27年度に現担当部長が就任して修繕費未払い事業が判明し、町長と当時の副町長に報告したとのことですが、町長は地方自治法違反となる事象をすぐにとめなかった。結果的に今まで放置してきた町長の不作為と指導のあり方が問題です。負担区分が明確にしていなかったとの町長発言ですが、修繕費の町と入居者との負担区分についての問題と未払い行為は別個の問題です。岡井町長の問題意識に疑問を感じます。

4、地方自治団体としての行政ガバナンス（内部統制、統治及び並び指示、管理）に河合町独自の悪しき欠陥が潜在しております。町長、副町長などの承認と決裁を仰がず担当部課長の専決権限で全ての修繕、修理工事を実施したとなると大問題です。

5、過年度と29年度の修繕工事の内容を個別に精査の上、負担区分を明確にしてください。

6、事象の重大性を鑑み、監査委員にかわって、弁護士、公認会計士、有識者（国、地方公共団体において監査、もしくは財務に関する行政に従事した者）などによる個別外部監査の実施を求めます。

以上です。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（足田俊文） 日程第3、議案第3号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

はい、馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 今回、この条例が改正されるということで、提案されていますけれども、5年以上の放課後児童の児童の育成に従事する者というのが、町長が適当と認めた者というふうになっていますけれども、これについては、5年以上の経験ということで、免許証等のものを有してなくてもオッケーなのかどうか、また、その資格のない方の事業の参加に対して、年齢制限とか、また、その研修とかはどんなふうになっているのか聞かせていただきたいと思います。

○議長（疋田俊文） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤桂三） まず、5年以上という要件についてなんですけれども、放課後児童支援員となるのは、県の実施する研修を受講する必要があります、受講するには、一定程度の学歴が必要であったため、中学卒業程度の受講資格がありませんでした。

今回の改正で、一定程度の要件を満たした中卒者も研修の対象となり、資格要件が緩和されました。

それと、研修につきましては、4日間の研修を受けることにより、中卒者の方も、資格を有するという法改正でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤桂三） 今のところ、年齢制限というのはありません。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

西村議員。

○9番（西村 潔） この規定、5年以上の育成事業に従事したということ、これ、誰がどのように証明するんですかね。これ、ちょっと、だれがどのようにこの5年以上を経験したということを証明するのかということ。

○議長（疋田俊文） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤桂三） これ、現在、いわゆる経過措置という部分でありまして、実施あります、いわゆる放課後児童、学童保育のことですよね。それに対して、5年間従事されておられましたら、中卒者の方でも研修を受ければ、資格を有するというところでございます。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 私が言っているのは、その経験をしたという証明するのが一体誰がどうという書面でもってするのかということを知っているんですね。

○議長（疋田俊文） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤桂三） 先ほど申しました4日間の研修と言いますのは、奈良県における研修でございます。

○議長（疋田俊文） 杉本次長。

○福祉部次長（杉本正範） 証明につきましては、それぞれ学童保育を実施している市町村等が証明することになっております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この従事していただく方の研修も含めて5年以上ということで、一定緩和されているということだと思いますけれども、学童保育の指導員になられる方というか、なっただけの方が、だんだん少なくなっているということも、その要因にあるかと思えます。

子供たちもだんだんと活動範囲も多くなって、体力的に対応できるのかという年齢制限が設けられていないというところで、疑問もありますけれども、本来ならば、学童保育に従事していただく方、大切な仕事だと思いますので、もっと、経済的にも財政的にも給与の面で保障していく。研修も十分していくという形で進めてもらうのがいいかなというふうに思います。

この最後のやっぱり5年以上の経験というか、従事した者というのが、すごく、曖昧ではっきりしていないなというような印象を受けました。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第3号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、議案第4号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

西村議員。

○9番（西村 潔） 先ほどの説明では、国の制度の中で、順次無償化に向かってやるということが出ているということの第1弾というふうに説明があったと思うんですけど、この方向性、前倒しで義務教育の無償化するとかいうような話も国も出ているんですけど、今のところ、これは、将来的にはもっと、無償化に近づいていくのかどうかという見通しについて、説明をお願いしたいんですけども。

○議長（疋田俊文） 上村次長。

○教育部次長（上村欣也） 今、国の方針がそのように向かっていっておりますので、そのように向かっていくと考えております。

今回のこの改正につきましては、河合町の児童が町外の保育所へ、公立幼稚園へ通った場合の割引と、値下げというようになっております。

今後ともだんだんと変わってくると思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第4号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第5、議案第5号 河合町心身障害者医療費助成条例及び河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

大西議員。

○2番(大西孝幸) 先ほどの説明では、税法改正による条例改正という説明がありました。

今回、この条例改正されることにより、対象者にどのような影響があるのか、ないのか、お聞きします。

○議長(疋田俊文) 中野課長。

○住民福祉課長(中野雅史) 今回の改正につきましては、所得税法の改正によるものでありまして、所得税法のほうで名称、定義規定の変更がございました。

従前においては、配偶者控除という名称が同一生計配偶者ということになったことによるだけで、名称変更だけで影響ということは特にございませぬ。

○議長(疋田俊文) 他にございませぬか。

西村議員。

○9番(西村 潔) 名称変更という、税法上変更するという根拠はあると思うんですね。

やっぱり、今、いろいろ問題が出てきていると思うんです。

この全く影響はないのであれば、別に名称を変えなくてもいいと思うんですね。なぜそういうふうに名称を変えるのかという点について、その法律上、税法上、そういう規定が通知があるのかどうか、というのは。今、問題になっているのは、中国にいるほうからする、いろんな、社会保障の請求がきているとかということも実際にあるわけですよ。

今、ここで言うているのは、同一生計という意味ですから、ということは、別に同居しな

くても、別であっても、同一生計と認められたら対象になるということです。そうすると、例えば、海外のほうの親御さんとかいたら、方も対象に入るというようなことが出てくるわけですから、そのところはこの目的は一体どういうことなのか、ちょっと、教えてほしいんですね。

○議長（疋田俊文） 中野課長。

○住民福祉課長（中野雅史） まず、今回の所得税法の改正によりまして、配偶者控除の要件というのは、変わりました。

従前は配偶者の方の所得、38万円以下であれば配偶者控除というのは、その扶養義務者の方、ご主人さんとした場合、ご主人さんの所得に関係なしに、その配偶控除というのは受けられていたんですけども、この同一生計配偶者につきましては、その扶養控除を受けられるか、受けられないかは関係なしに、配偶者がおられるという形、配偶者の方、配偶者というか、その扶養、例えば、奥さんが無職等であるということであれば、38万円以下の所得であれば、この同一生計配偶者という形になるんですけども、ご主人さんの所得が1,000万円以上を超えた場合につきましては、配偶者控除が適用がなりませんので、この同一生計配偶者というのは、配偶者控除の適用になるか、ならないかが関係なしに、配偶者がおられるというニュアンスのものであります。

福祉料につきましては、所得制限がございますので、その扶養、配偶者控除を受けておられる方を人数とした場合、今までの所得制限のカウントをとる扶養親族の数が減ってしまいますので、同一世帯配偶者という名称に変えたことによって、その準用する形で配偶者の扶養の人数が変わらないように条例上で規定するために、条例の改正をさせていただいているところであります。

以上であります。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第5号 河合町心身障害者医療費助成条例及び河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎承認第34号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第6、承認第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

西村議員。

○9番(西村 潔) 生活資金貸付事業の特別会計の補正ということで、マイナス、前年度、マイナスになったということで、充当するという事なんですけど、もともと、債権管理条例ができて、こういう回収が非常にほとんどできていないという実態の中で、この債権の放棄とか、そういうものについて、条例ができたわけですから、その辺について、赤字を減らしていくというような視点について、今、どう考えているのか、答弁お願いしたいと思います。

○議長(疋田俊文) 上村課長。

○財政課長(上村卓也) 今の回答させていただきます。

債権回収に向けて、めどが立たない債権が全てでございます。債権放棄に向けて進めていきたいと思っておるところでございます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、承認第34号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算)は、原案のとおり承認することに決定されました。

◎報告第1号の質疑

○議長(疋田俊文) 日程第7、報告第1号 平成29年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

西村議員。

○9番(西村 潔) 29年度から30年度に繰り越すということで、特に、教育費の中で小学校の事業として、1億7,143万8,000円繰り越すということで、これの明細をあとお願いしたいと思うんですけどね。何をどの分を繰り越すのかについて、説明をお願いします。

○議長(疋田俊文) 上村次長。

○教育部次長(上村欣也) この前、前の全員協議会のお話させてもらっていると思いますが、工事費の1億6,000万円と、それとあと、300万円の設計管理費及び29年度で実施しました設計費840万円の以上となっております。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

馬場議員。

○4番(馬場千恵子) 道路の整備費事業なんですけれども、繰り越しされているということなんですけど、ほぼ半額ぐらいが繰り越した事業になっていますが、その内訳を教えてくださいのと、それと、都市計画のマスタープランの改定業務ですけれども、当初予算の後、ちょっと見てみましたが、ちょっとわからなかったんですけども、当初の予算が、との差がちょっとあるかなというふうに思うんですけども、その補正されたのはいつやったかちょっと教えてもらえたらと思います。

それと、都市計画の道路見直し検討業務についても、何が残っているのか、どの部分が残

っているのか、教えてください。

それと、小学校の再編事業なんですけれども、3年間の事業ということで、進められていますけれども、30年は今、お聞きしたところですが、31年とか、その後の計画、具体的にどこをどんなふうに進めていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（疋田俊文） 中山次長。

○まちづくり推進部次長（中山雅至） 道路整備工事ですねけども、これ、繰り越しておりますのは、工事請負費を883万円繰り越ししております。

そして、2番目に都市計画費ですねけど、補正はしておりません。当初、29年度の予算をそのまま繰り越ししております。そして、マスタープランの繰り越した内容で今、何がしているのかという質問ですねけど、ただいま、マスタープラン全体構想を取りまとめているところで、その全体構想を取りまとめた後、地区別構想を作成する予定です。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 先ほどの道路整備のところ、883万円というのはわかっているんですけども、何が残っているのかというのをお聞きしたかと思います。

半額ぐらいの金額が繰り越されているということですので、その中身について、ちょっとお聞きしたいなというのと、この都市計画のマスタープランなんですけれども、この金額の数字をお聞きしたわけじゃなくて、このマスタープランなんですけど、これは、どこかのコンサルタントというか、どっかに委託されてされているのかどうか、それもお聞きしたいと思います。

○議長（疋田俊文） 中山次長。

○まちづくり推進部次長（中山雅至） 工事請負費ですねけど、これ、全額883万円繰り越ししております。そして、マスタープランの改正ですねけど、これ、コンサルに発注して、繰り越ししております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

上村次長。

○教育部次長（上村欣也） 小学校の再編ということで、3期に分けてやるということです。

今年度は、一番北側、中学校の校舎を改修します。2期目につきましては、真ん中の校舎

と渡り廊下、それと、特別教室、その3カ所を改修します。最終に当たります3期工事につきましては、体育館とそれとあと管理棟、一番南側の校舎、そこをする予定でございます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

西村議員。

○9番（西村 潔） 道路整備費の繰り越しということなんですけど、これ、当初予定していた箇所を工事できずに繰り越しということだと思んですけど、そうすると、来年度も同じような場所を設定して、工事をするという意味で理解していいのかどうか、それからこれは交付金の対象にはこの予算書の、繰越明細を見たら、全部地方債と、ほとんど、なっていますので、財源についての確認もちょっとお願いしたいんですけど。

○議長（疋田俊文） 中山次長。

○まちづくり推進部次長（中山雅至） 道路整備のことですねけども、その箇所的には変更できず、地元調整に日数を要したために、入札時期がおくれたと、それで工事時期がずれたために繰り越しということなんです。

それで、これの事業ですねけど、交付金事業と違い、道路整備の単独工事であります。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で報告第1号 平成29年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済みといたします。

◎議案第2号、議案第6号から議案第8号及び請願第1号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第8、議案第2号、日程第9、議案第6号、日程第10、議案第7号、日程第11、議案第8号、日程第12、請願第1号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

議案第2号、請願第1号を総務常任委員会に付託します。

議案第6号、第7号、第8号を経済建設常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって本日の日程は全て議了しました。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 大 西 孝 幸

署 名 議 員 清 原 和 人